

京都市告示第404号

京都市梅小路公園の指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、供用時間の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成26年11月20日

京都市長 門川 大作

期間	区分		供用時間
平成26年11月20日（木） から11月24日（月）まで	庭園	変更後	午前9時から午後8時30分 まで
		現行	午前9時から午後5時まで

(南部みどり管理事務所)